

## 令和 8 年度静岡県障害者文化芸術魅力発信事業委託に係る仕様書

### 1 業務の名称

令和 8 年度静岡県障害者文化芸術魅力発信事業

### 2 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 3 委託業務と契約限度額

- (1) まちじゅうアートの推進 1,200 千円 (税込み)
- (2) 県庁障害者アート空間化 668 千円 (税込み)
- (3) 静岡県障害者芸術ポータルサイト「ふぁいんダー」のコンテンツ拡充  
2,000 千円 (税込み)

上記 3 事業を関連付けて実施し、相乗効果を期待することは可能とするが、経理は区分して行うこと

### 4 委託業務の内容

#### (1) まちじゅうアートの推進

障害のある人の作品を企業等に有償で貸し付け、その貸付料の一部を作者へ還元する。

#### ア 目的

障害のある人の作品を企業等へ貸し付けることで、静岡県内まちじゅういたるところで障害のある人の作品を目にすることができる環境を創出する。企業等への貸し付けを通じて、企業等と障害のある人との関係が生まれ、障害に対する理解促進を図る。

また、有償で障害のある人の作品を企業等へ貸し出し、その一部が作者に還元される取組を実施することで、障害のある人の経済的な自立につながることを広く県民に PRすると共に、今後、このような事業が民間において広く行われることを目指す。

#### イ 業務の詳細

##### (ア) 作品・貸付料

- ・以下の料金表に従い、県内の障害のある人の作品（絵画に限る）を企業等（以下「契約先」という。）へ貸し付けること。
- ・貸付期間は 1 ヶ月から可能とすること。
- ・同一契約先に対し、一定数以上の作品を貸し付ける場合には、1 枚あたりの貸付料を契約先と協議の上、決定することも可能とする。
- ・複製画を一定期間貸し付けた契約先に対しては、一定のルールの下、複製画の返却義務を免除することも可能とする。
- ・損害が発生した場合の保障や、権利関係など、作品を貸し付ける際には、契約先と受託者の間で必要かつ十分な契約等を結ぶこと。
- ・料金表の設定は、県との協議により変更できるものとする。

料金表

(単位：円)

レンタル期間	複製画		原画	
	貸付料金	1ヶ月あたり	貸付料金	1ヶ月あたり
1ヶ月	5,000	5,000	8,000	8,000
2ヶ月	10,000		16,000	
3ヶ月	15,000		24,000	
4ヶ月	18,000	4,500	30,000	7,500
5ヶ月	22,500		37,500	
6ヶ月	27,000		45,000	
7ヶ月	28,000	4,000	49,000	7,000
8ヶ月	32,000		56,000	
9ヶ月	36,000		63,000	
10ヶ月	40,000		70,000	
11ヶ月	44,000		77,000	
12ヶ月	48,000		84,000	
展示準備費	6,000			

※展示準備費は1枚につき1回発生し、作品サイズや設置箇所の状況によって別途相談可能とする

#### (イ) 作者への還元額

作者へは、次の金額を還元すること。

区分	還元率
原画の場合	貸付料の30%
複製画の場合	貸付料の30%

- ・損害が発生した場合の保障や、権利関係など、作品を借りる際には、作者と受託者の間で必要かつ十分な契約を結ぶこと。
- ・契約先と協議の上、貸付料を決定した場合でも、一ヶ月あたりの還元額は、正規の貸付料の還元額とすること。
- ・上記還元率は、県との協議により変更できるものとする。

#### (ウ) 契約先の増加を目的とした営業及び展示場所の開拓

- ・契約先の増加を目的とした営業を実施すること。
- ・展示により、効果的に障害のある人の作品をPRできる場所（契約先）を開拓すること。

#### (エ) 展示方法

- ・展示する作品は、原画、複製を問わない。
- ・複製画の場合には、単なるカラーコピーではなく、契約先のニーズを反映して、展示すること。

#### (オ) 貸付期間

- ・貸付期間は、3月末までを基本とするが、具体的には、契約先と個別に調整すること。

**(カ) 静岡県障害者芸術ポータルサイト「ふぁいんだー」の活用**

- ・作品紹介の電子データベースとして、静岡県障害者芸術ポータルサイト「ふぁいんだー」（以下、ポータルサイト）内の「ふぁいんだー美術館」を活用すること。
- ・ポータルサイト内のまちじゅうアート関連項目の更新管理を行うこと。
- ・ポータルサイト上への作品掲載にあたっては、無断転載等の2次利用に対する防止策を講じること。

**(キ) その他広報**

- ・事業紹介パンフレットを作成し、配布すること。
- ・話題性の高い取組について、積極的にプレスリリースを行うこと。

**(ク) 搬入・搬出・設置・撤去**

- ・展示場所への搬入・搬出・設置・撤去は、受託者が行い、契約先と調整の上、実施すること。
- ・複製画に関しては、契約先との協議の上、宅配便等により複製画の搬入・搬出を行い、展示・撤去を契約先に行わせることも可能とする。

**(ケ) 管理体制**

- ・展示について不都合（破損等）が生じた場合の連絡体制を整えること。
- ・4月1日からの事業実施が困難な場合、事業開始までのスケジュールを提案書に示すこと。

**企画提案書の作成にあたっては、上記4(1)を踏まえ、以下の項目について記載すること。****(まちじゅうアートの推進)**

- ・新たな貸付先を増やす営業や、効果的な広報を行う計画
- ・十分に作品を供給できる工夫
- ・作品の状態及び展示期間の管理体制

**(2) 県庁障害者アート空間化**

障害のある人から作品を有償で借り受け、県庁に展示する。

**ア 目的**

障害のある人の文化芸術活動への理解促進を図るため、県庁を発表の場として整備し、障害のある人の文化芸術活動を県庁から広く発信する。県が、障害のある人の作品を有償で借り受け展示する事業に率先して取り組むことで、事業の実効性を広く県民にPRする。

**イ 業務の詳細****(ア) 作品・借りる費用**

- ・作品（絵画に限る）は、県内の障害のある人（作者）から有償で借りること。
- ・作者からは、1契約当たり（※）、まちじゅうアートにおける「作者への還元額」に準じた額で作品を借りること。
  - ※原則1契約あたり1枚とする。
  - ※展示範囲に対し作品サイズが小さいものは、事前に県へ提出する展示計画内でその旨を示すことで、複数枚で1契約と見なす場合がある。
- ・作品を借りる際には、損害が発生した場合の保障や、権利関係など、作者と受託者の間で必要かつ十分な契約等を結ぶこと。

**(イ) 展示箇所**

- ・下表に示す箇所（別添図面参照）に常時展示すること。展示場所は県との協議により変更できるものとする。
- ・この他にも、県から要請があった場合には、その都度協議して展示すること。
- ・常設展示箇所のほか、県が実施するイベント等において、県と協議の上、PR展示を行うこと。

建物	階	箇所	備考
西館	2	障害者支援局側	ねむの木学園手描き友禅「21世紀の花火」の複製展示と調和を図った作品を展示中。掛け替えなし。
		ふじさんっこクラブ側	
		スルガ銀行前廊下壁面	事業趣旨を説明した表示を掲示する。
	3	廊下壁面	
4	ファミリーマート横 フリースペース		
東館	2	ロビー	西館への誘導・事業趣旨を説明した表示を掲示する。
	1 1	スポーツ・文化観光部	部長室及び部長代理室

**(ウ) 作品の展示**

- ・県民へのPR効果が高い展示方法で展示すること。
- ・展示する作品は、展示場所と季節等を考慮し、アート空間の創出に最適な作品を選出すること。原画、複製画は問わない。
- ・額装等して展示し、キャプション（作品名・作家名等）を掲示すること。
- ・展示作品、展示方法の決定に際しては、展示計画を展示の1ヶ月前までに作成し、県と協議すること。

**(エ) 展示期間**

- ・展示期間は、令和8年4月から令和9年3月までとし、その間に最低1回、作品を入れ替えること。（入れ替え時期は任意）
- ・ただし、2階「障害者支援局側」及び「ふじさんっこクラブ側」については、入れ替え及び撤去は不要である。

**(オ) 案内表示等の作成**

- ・展示箇所が複数箇所にわたることから、相互に連携した展示とわかるよう、案内表示を設置すること。
- ・事業の趣旨を説明した表示を設置すること。
- ・設置に当たっては、設置計画を作成し県と協議すること。
- ・西館2階の手描き友禅「21世紀の花火」の展示に関する掲示（キャプション等）の管理も行うこと。

**(カ) 搬入・搬出・設置・撤去**

- ・展示箇所への作品の搬入・搬出・設置・撤去は、受託者が行い、県と調整の上、実施すること。

**(キ) 展示の撤去期限と現状復帰**

- ・契約期間内に全ての展示を撤去し、現状復帰すること。現状復帰に必要な費用は、受託費に含むこと。

**(ク) 広報**

- ・県庁内に展示した作品を紹介する図面を作品の入れ替えごとに作成し、ポータルサイト等で公開すること。公開したページを紹介するパネルを作品付近に掲示し、来庁者に、県庁内の展示を広く紹介すること。

**(ケ) 管理体制**

- ・受託者は契約後速やかに年間の展示スケジュールを作成し、県に提出すること。
- ・展示について不都合（破損等）が生じた場合の連絡体制を整えること。

**企画提案書の作成にあたっては、上記4(2)を踏まえ、以下の項目について記載すること。**

(県庁障害者アート空間化)

- ・来庁者に対して障害のある人の芸術作品をより効果的に見せる工夫や広報
- ・作品の状態及び展示期間の管理体制

**(3) 静岡県障害者芸術ポータルサイト「ふぁいんだー」のコンテンツ拡充**

令和4年度に開設した静岡県障害者芸術ポータルサイト「ふぁいんだー」の運用し、サイト内のコンテンツを拡充する。

**ア 目的**

障害のある人の文化芸術に触れる場や発表の場を創出するとともに、障害のある人、支援者を含めた県民が何度も訪問したいと感じるポータルサイトを運用する。また、サイト内のコンテンツを拡充し、アクセス数の増加に結びつける。

**イ 業務の詳細**

本業務においては、「静岡県公式ホームページの手引き（資料1）」、「静岡県アクセシビリティガイドライン（資料2）」及び「ホームページ作成のための視覚情報のユニバーサルデザインガイドブック（資料3）」に準拠し行うこと。

**(ア) 保守管理業務**

- ・静岡県障害者芸術ポータルサイト「ふぁいんだー」(<https://findart.jp>)の保守管理を継続して行うこと。
- ・サイトに係るSSLの保守管理を継続して行うこと。
- ・サイト運営に必要なサーバは受託者において確保すること。
- ・ウェブサイトの閲覧等に障害が発生した場合、原因の特定および復旧を行うこと。
- ・ウェブサイトおよびサーバー等のセキュリティに関わる情報の収集や、ソフトウェアのアップデート等を通じ、セキュリティ事案の発生の防止に努めること。

**(イ) 運用業務**

- ・ CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）は WordPress の利用を継続すること。
- ・ 更新業務は県及び受託者、静岡県障害者文化芸術活動支援センター「みらーと」（以下、「みらーと」という。）、静岡県芸術祭ふぁいんダーアート部門企画・運営事業業務受託者等で行うことを予定しており、複数者での更新作業においても安全性が担保されるようセキュリティ対策を実施すること。
- ・ 高齢者や障害のある人も含めた誰もが情報を容易に取得できるよう配慮すること。すべてのコンテンツは、「JIS X 8341-3:2016」に準拠し、Web サイト全体が、最低限「等級 A」の達成基準を満たし、可能な限り「等級 AA」及び「等級 AAA」の達成基準を満たすこと。アクセシビリティの評価については、総務省より配布された「みんなのアクセシビリティ評価ツール (miChecker) を用いた試験を行うこと。
- ・ Web サイトを最適化するため、適切な SEO・LPO 対策(検索エンジン最適化)を行うこと。
- ・ 海外の閲覧者に向け、翻訳ツールを埋め込んだページとすること。

**(ウ) コンテンツの拡充業務****a 掲載情報の収集**

県内の障害者文化芸術に関わるイベントや、セミナーなどの情報をできる限り掲載するよう、情報収集の方法を確立すること。

**b 既存コンテンツの追加、更新**

既存のコンテンツは最新情報を掲載すること。また、閲覧者の定期的なアクセスを獲得するため、「ふぁいんダー美術館」、「登録作家情報」、「識者によるおすすめ作品」掲載数を定期的に更新（追加）すること。更新の目標値を提案すること。

**c 独自提案**

以下の目的を参考に、ポータルサイトを活用したコンテンツを制作すること。

- ・ まちじゅうアートとの相乗効果
- ・ ポータルサイトのアクセス数増加、新規ユーザー獲得
- ・ 障害者文化芸術の認知度向上、普及促進

**(エ) 広報**

- ・ ポータルサイトをより多くの人に周知するために効果的な広報媒体を作成すること。（事業紹介チラシ、動画等）

**企画提案書の作成にあたっては、上記4(3)を踏まえ、以下の項目について記載すること。**

（静岡県障害者芸術ポータルサイト「ふぁいんダー」のコンテンツ拡充）

- ・ 独自提案内容(ポータルサイトを活用したコンテンツ)
- ・ 既存コンテンツの更新の目標値
- ・ ポータルサイトを周知するための広報
- ・ サイトの構築体制(情報セキュリティが高く安全か)
- ・ サイトの運営業務に関する知識や実績

**5 静岡県障害者文化芸術支援センター「みらーと」との協働**

「みらーと」では、県内障害者芸術の情報集約、発信に取り組んでいることから、事業の運営にあたり協働すること。（新規契約先やイベント情報の掲載、新たな作家情報等）協働に伴う再委託手続きは受託者が行うとともに委託者に報告すること。

## 6 情報セキュリティ

個人情報を取り扱う業務においては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。主な内容は以下のとおり。

- ・受注者は、本業務より知りえたすべての情報について、本業務中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。
- ・業務遂行のために県が提供した資料、データ等は業務以外の目的に使用しないこと。
- ・業務遂行において個人情報等を取り扱う場合については、個人の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

## 7 事業の実施状況の報告

以下の項目について、四半期ごとに県に報告をすること。なお、期末翌月の15日までに報告を行い、第4四半期については、3月15日までの状況を年度末までに報告すること。

### (1) まちじゅうアートの推進

貸出状況（レンタル先、期間、枚数、作者への還元額等）

### (2) 県庁障害者アート空間化

設置状況（設置場所、期間、枚数、作者への還元額等）

### (3) 静岡県障害者芸術ポータルサイト「ふぁいんだー」のコンテンツ拡充

- ・ウェブサイトのアクセス統計情報
- ・上記結果から導き出されるサイトの分析結果、改善策
- ・4（3）イ（ウ）コンテンツの拡充業務の実績
- ・その他対応記録等（問い合わせ実績等）

## 8 その他

- (1) 本事業は、県の委託事業として行うため、本事業で制作された成果物及び著作権等は原則として県に帰属するものとし、その詳細については県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。
- (2) 受託者は、プロジェクトマネージャーを定め、各工程において、適切なプロジェクトマネジメントを実行すること。
- (3) 委託業務の遂行に当たり、受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。
- (4) 受託者は本業務を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (5) 本業務を執行する上で関連して必要となる本仕様書に記載されていない事項は、委託者及び受託者の協議により決定する。また、契約履行上不明な点があった場合は、県の指示に従うものとする。
- (6) 委託費により取得した動産（取得価格が1品100,000円以上のもの及びパーソナルコンピュータ）がある場合については、事業終了後、県に引き渡すものとする。